

## 船員保険制度の在り方に関する検討会について

### 1 趣旨

- 財政制度等審議会において特別会計の見直しが検討されている中で、「船員保険特別会計については、被保険者数（8年度：99千人→14年度：70千人）等の推移を踏まえ、今後、独立した保険事業としての必要性を検討すべきである。」との指摘を受けており、また、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（平成16年6月4日閣議決定）においても船員保険については「その存廃も含めて検討する。」とされている。
- これらを踏まえ、船員保険制度における受益と負担の当事者たる被保険者及び船舶所有者を代表する者等によって今後の船員保険制度の在り方について検討することとする。

### 2 検討会における具体的な検討事項

- (1) 職務上疾病・年金部門の在り方
- (2) 失業部門の在り方
- (3) 職務外疾病部門の在り方
- (4) 福祉事業の在り方（福祉施設の在り方を含む）
- (5) これらを踏まえた保険制度としての在り方

### 3 検討会の運営

- (1) 検討会は、厚生労働省保険局長（以下「保険局長」という。）の懇談会として開催する。
- (2) 検討会のメンバーについては、労使関係者及び学識経験者をもって構成する。また、保険局長は、必要に応じ、メンバー以外の関係者の出席を求めることができることとする。
- (3) 検討会は、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合を除き、公開とする。
- (4) 検討会は、本年10月末より検討を開始し、おおむね1年を目途に方向性を示すことができるよう努める。
- (5) 検討会の庶務は、社会保険庁運営部医療保険課の協力を得て、厚生労働省保険局保険課において行う。

## 船員保険制度の在り方に関する検討会名簿

- 岩 村 正 彦 (東京大学大学院法学政治学研究科教授)
- 野 川 忍 (東京学芸大学教育学部教授)
- 西 村 万里子 (明治学院大学法学部政治学科助教授)
- 片 岡 和 夫 (全日本海員組合 副組合長)
- 福 岡 眞 人 (全日本海員組合 政策教宣局長)
- 山 口 守 (全日本海員組合 総合政策部長)
- 龍 井 葉 二 (日本労働組合総連合会 総合政策局長)
- 江 口 光 三 (社団法人日本船主協会 労政委員会委員)
- 谷 口 征 三 (日本旅客船協会 副会長)
- 堀 博 道 (日本内航海運組合総連合会 船員政策委員会委員)
- 小 坂 智 規 (社団法人大日本水産会常務理事)
- 松 井 博 志 (社団法人日本経済団体連合会国民生活本部長)

(順不同)

## 船員保険制度の在り方に関する検討会の 今後の大まかなスケジュール（案）

### ○ 平成16年

#### 第1回検討会（10月28日）

- ・ 船員保険制度の概要、沿革
- ・ 船員保険制度勉強会での主な意見

#### 第2回検討会

- ・ 仮に一般制度に統合するとした場合の問題点

#### 第3回検討会

- ・ 議論の整理

### ○ 平成17年

- ・ 1月末以降、隔月に1回程度開催し検討
- ・ 9月末頃 議論のとりまとめ（予定）

## 船員保険制度の概要

### 1. 目的

海上で働く船員を対象に、病気やけが、分娩、死亡、失業、職業に関する教育訓練の受講、雇用の継続が困難となる事由の発生、障害、行方不明について保険給付を行い、さらに、その家族の病気やけが、分娩、死亡について給付を行うことを目的とする。(法第1条第1項)

### 2. 保険者

保険者は政府である。(法第2条)

### 3. 被保険者

適用の対象となる被保険者は、船員法第1条に規定する船員として船舶所有者に使用される者。(法第17条)

### 4. 保険給付

次の三つに大別し、海上労働者の特殊性を考慮。

(1) 療養の給付等 (法第3章第2節及び第3節)

・・・病気やけが等を対象

(2) 失業等給付 (法第3章第4節)・・・失業を対象

(3) 年金給付 (法第3章第5節、第6節及び第7節)

・・・職務上災害を対象

### 5. 福祉事業

船員保険における福祉事業は、船員保険法第57条ノ2の規定により、被保険者及びその家族等の福祉の増進を図るため、保養施設、医療施設の設置運営、疾病及び災害の予防対策、雇用促進及び安定事業並びに遺族、障害者に対する援護事業等総合保険に見合う疾病、失業、労災の各部門に関連した事業を実施。

## 6. 費用負担

### (1) 保険料

被保険者期間各月ごとに標準報酬月額及び標準賞与額にそれぞれ以下の保険料率を乗じた額（法第59条、第60条）

① 標準報酬月額（法第3条～第4条ノ3）

保険給付及び保険料の算定の基礎となる報酬の額

（月額98千円～980千円）

② 標準賞与額（法第3条、第4条ノ4）

保険料の算定の基礎となる賞与の額

（1か月あたり200万円を上限）

保険料率

（平成16年度、単位：%）

区 分		本人負担	船舶所有者負担	合計	参考
疾病部門	(職務外)	45.5	45.5	91.0	[一般制度]
	介護保険料	(6.25)	(6.25)	(12.5)	政管健保 82
	(職務上)	—	20.0	20.0	(介護) 11.1
失業部門		9.0	9.0	18.0	雇用保険 14
年金部門	(職務上)	—	44.0	44.0	労災保険
福祉・業取部門	(特別支給金)	—	6.0	6.0	平均 7.4
	(施設等)	—	6.0	6.0	(業種に応じて
	(業取分)	—	2.0	2.0	5~129)
合 計		54.5 (60.75)	132.5 (138.75)	187.0 (199.5)	

### (2) 国庫負担（補助）

- ・ 疾病部門（法第58条第4項）・・・予算で定める額（定額補助）
- ・ 失業部門（法第58条第1項）・・・求職者等給付（就業促進手当、高齢求職者給付金を除く）の給付費の1/4を国庫負担  
雇用継続給付の給付費の1/8を国庫負担
- ・ 事務費（法第58条ノ2）・・・全額国庫負担（災害給付に要する経費を除く）

船員保険制度の各部門に相当する一般制度

船員保険制度		一般制度
疾病部門	職務上	労働者災害補償保険の療養補償給付等
	職務外	健康保険の療養の給付等
失業部門		雇用保険の失業等給付等
年金部門		労働者災害補償保険の障害・遺族補償給付等

(注) 職務外年金は、昭和61年4月より厚生年金保険に統合済み。